

令和六年政令第四号

令和六年能登半島地震による災害についての
激甚災害及びこれに対し適用すべき措置
の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政
援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十
号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項並
びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令
を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指
定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に
対処するための特別の財政援助等に関する法律
（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害
として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき
措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年能登法第三条から第六条まで、第十一条、 登半島地震第十二条、第十六条、第十七条、第 による災害十九条、第二十条、第二十一条、第 二十四条及び第二十五条に規定する	措置

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第
一項の政令で定める日は、激甚災害に対処する
ための特別の財政援助等に関する法律施行令
（昭和三十七年政令第四百三三号。以下「令」と
いう。）第二十四条の規定にかかわらず、令和
六年七月三十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域
等の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五
条（令第四十八条において準用する場合を含む。）
の規定の適用については、令第二十五条
中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあ
るのは、「第一条第一項各号」とする。
（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める
日）

第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五
条第一項ただし書の政令で定める日は、令和六
年十二月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年二月一五政令第三〇
号）

この政令は、公布の日から施行する。